

【表紙】

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】     | 四半期報告書の訂正報告書                        |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の4の7第4項                  |
| 【提出先】      | 関東財務局長                              |
| 【提出日】      | 2013年9月10日                          |
| 【四半期会計期間】  | 第88期第1四半期(自 2013年4月1日 至 2013年6月30日) |
| 【会社名】      | 株式会社エー・ディー・ワークス                     |
| 【英訳名】      | A.D.Works Co.,Ltd.                  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 田中 秀夫                       |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号                   |
| 【電話番号】     | 03-5251-7561(代表)                    |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 最高財務責任者CFO 細谷 佳津年               |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号                   |
| 【電話番号】     | 03-4500-4200                        |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 最高財務責任者CFO 細谷 佳津年               |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)    |

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2013年8月9日に提出いたしました第88期第1四半期(自2013年4月1日至2013年6月30日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 経理の状況

##### 注記事項

(重要な後発事象)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【経理の状況】

##### 【注記事項】

(重要な後発事象)

(募集新株予約権の発行)

2013年7月4日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、以下のとおり新株予約権を発行いたしました。

##### 1．新株予約権の割当日

2013年7月19日

##### 2．新株予約権の付与対象者

当社取締役及び従業員、並びに当社子会社の従業員

##### 3．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 80,000株

##### 4．発行する新株予約権の総数

80,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする)

##### 5．新株予約権の発行価額

新株予約権1個あたり63円

##### 6．新株予約権の行使時の払込金額

6,230円

##### 7．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 8. 新株予約権の行使期間

2013年7月19日から2018年7月18日まで

## 9. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額に105%を乗じた価格（但し、1円未満の端数は切り上げるものとする。）で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社につき上場廃止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなしたことが上記の当社普通株式の株価下落の主な原因であると明らかに認められる場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権は1個未満の単位で行使することはできない。

## (株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2013年8月1日、株式の分割及び単元株制度の採用について以下のとおり決議いたしました。

### 1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに100株を1単位とする単元株制度の採用を行うものです。また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2013年10月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 株式の分割前の発行済株式総数  | 1,080,052株   |
| 株式の分割により増加する株式数 | 106,925,148株 |
| 株式の分割後の発行済株式数   | 108,005,200株 |
| 株式の分割後の発行可能株式数  | 425,600,000株 |

(注) 2013年6月30日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、株式分割の基準日までの間に増減する可能性があります。

#### (3) 分割の日程

基準日公告日 2013年9月13日

基準日 2013年9月30日

効力発生日 2013年10月1日

### 3. 新株予約権行使価額の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を2013年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称                              | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 第6回新株予約権(無償割当)<br>2010年6月25日定時株主総会決議  | 2,566円  | 26円     |
| 第12回新株予約権(無償割当)<br>2010年6月25日定時株主総会決議 | 1,976円  | 20円     |
| 第13回新株予約権(有償割当)<br>2012年6月6日取締役会決議    | 1,284円  | 13円     |
| 第14回新株予約権(無償割当)<br>2012年6月6日取締役会決議    | 1,589円  | 16円     |
| 第16回新株予約権(有償割当)<br>2013年7月4日取締役会決議    | 6,230円  | 63円     |

### 4. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 2013年10月1日

上記の単元株制度の採用に伴い、2013年9月26日をもって、取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

### 5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における情報はそれぞれ以下のとおりとなります。

#### 1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 0円89銭

当第1四半期連結累計期間 0円98銭

#### 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 0円87銭

当第1四半期連結累計期間 0円96銭

(訂正後)

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【経理の状況】

#### 【注記事項】

#### (重要な後発事象)

##### (募集新株予約権の発行)

2013年7月4日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、以下のとおり新株予約権を発行いたしました。

##### 1. 新株予約権の割当日

2013年7月19日

##### 2. 新株予約権の付与対象者

当社取締役及び従業員、並びに当社子会社の従業員

##### 3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 80,000株

##### 4. 発行する新株予約権の総数

80,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする)

##### 5. 新株予約権の発行価額

新株予約権1個あたり63円

##### 6. 新株予約権の行使時の払込金額

6,230円

##### 7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### 8. 新株予約権の行使期間

2013年7月19日から2018年7月18日まで

##### 9. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に20%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額に105%を乗じた価格(但し、1円未満の端数は切り上げるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社につき上場廃止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなしたことが上記の当社普通株式の株価下落の主な原因であると明らかに認められる場合  
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
各本新株予約権は1個未満の単位で行使することはできない。

#### (株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2013年8月1日、株式の分割及び単元株制度の採用について以下のとおり決議いたしました。

##### 1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに100株を1単位とする単元株制度の採用を行うものです。また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割の方法

2013年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

###### (2) 分割により増加する株式数

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 株式の分割前の発行済株式総数  | 1,080,052株   |
| 株式の分割により増加する株式数 | 106,925,148株 |
| 株式の分割後の発行済株式数   | 108,005,200株 |
| 株式の分割後の発行可能株式数  | 425,600,000株 |

(注) 2013年6月30日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、株式分割の基準日までの間に増減する可能性があります。

###### (3) 分割の日程

|        |            |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2013年9月13日 |
| 基準日    | 2013年9月30日 |
| 効力発生日  | 2013年10月1日 |

##### 3. 新株予約権行使価額の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を2013年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

| 新株予約権の名称                              | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 第6回新株予約権(無償割当)<br>2010年6月25日定時株主総会決議  | 2,566円  | 26円     |
| 第12回新株予約権(無償割当)<br>2010年6月25日定時株主総会決議 | 1,976円  | 20円     |
| 第13回新株予約権(有償割当)<br>2012年6月6日取締役会決議    | 1,284円  | 13円     |
| 第14回新株予約権(無償割当)<br>2012年6月6日取締役会決議    | 1,589円  | 16円     |
| 第16回新株予約権(有償割当)<br>2013年7月4日取締役会決議    | 6,230円  | 63円     |

##### 4. 単元株制度の採用

###### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

( 2 ) 新設の日程

効力発生日 2013年10月 1 日

上記の単元株制度の採用に伴い、2013年 9 月26日をもって、取引所における売買単位も 1 株から100株に変更されます。

5 . 1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前第 1 四半期連結累計期間及び当第 1 四半期連結累計期間における情報はそれぞれ以下のとおりとなります。

1 株当たり四半期純利益

前第 1 四半期連結累計期間 0円89銭

当第 1 四半期連結累計期間 0円98銭

潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

前第 1 四半期連結累計期間 0円87銭

当第 1 四半期連結累計期間 0円96銭